

学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする懲戒処分歴等の教員選考段階における確認等について（概要）

過去にセクハラ・性暴力等を行ったことを原因として懲戒処分等を受けた者が、その事実を秘匿して再び教員として採用されることは、新たな被害を生むことにつながりかねないことから、**教員採用段階における学生へのセクハラ・性暴力等を原因とする懲戒処分歴等の確認等**を行う。

1. 確認等をしなければいけない対象

(1) 確認しなければいけない対象

大学教員（特定有期、特定短時間、非常勤講師を含む。）

(2) 確認しなければいけない内容

学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分、その原因となった具体的な事由

(3) 確認しなければいけない場合

大学教員として採用する際の選考時

職業選択の自由との関係に留意

2. 確認等の方法

(1) 懲戒処分歴等を確認する

応募者等に対して、別紙「学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書」又は同内容の情報が確認できる任意の方法で申告を求めてください。

同時に、経歴詐称は懲戒解雇等につながることも明示してください。

職業選択の自由との関係を考慮し、趣旨を丁寧に説明

(2) 適切に選考する

面接等を通じて、過去の行為の重大性、当該希望者の改善更生の状況等を踏まえ、当該希望者がセクハラ・性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性があるかどうかなどを確認し、適切に採用判断してください。

申告書等の情報は秘匿性の高いものであることに留意

(3) 申告書等を保管する

採用が決定した大学教員の申告書等について、採用時の書類に準じて、部局で適切に取り扱ってください。

3. 対応しなければいけない時期

速やかに対応してください。

※令和5年9月29日付け5文科高第958号「セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の更なる推進について」参照